

道路協力団体の第2回目の指定をしました

～自発的な道路の維持、道路利用者への利便増進などの活動を支援～

- 北海道開発局では、国が管理する国道について、道路協力団体制度^{注)}が創設されて2回目となる公募を11月から行いました。
- 今回、申請いただいた団体について審査した結果、本日、平成29年12月18日付けで、以下の団体を、道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

法人等の名称	業務を行う道路の区間
十勝シーニックバイウェイ 十勝平野・山麓ルート代表者会議	国道 38号 新得町字新内西1線
	国道 38号 新得町字新内西7線
	国道241号 足寄町螺湾本町
	国道242号 足寄町郊南1丁目
	国道242号 足寄町北1条1丁目
	国道273号 上士幌町幌加国有林163林班い小班
	国道274号 士幌町ウリマク西12線

○指定された法人等の名称等の情報は、別紙でご確認ください。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、参考資料をご覧ください。

【道路協力団体HP】 <http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311
建設部 道路計画課 課長補佐 松本 一城(内線 5355)
建設部 道路計画課 道路調査専門官 上村 達也(内線 5845)

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

別紙

指定番号	指定年月日	道路協力団体に指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(北海道開発局)札幌第1号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目 2-17
国(北海道開発局)札幌第2号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13
国(北海道開発局)札幌第3号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	札幌シーニックバイウェイ藻 岩山麓・定山溪ルート運営代 表者会議	札幌市南区藤野6条6丁目1-8
国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	支笏洞爺ニセコルート代表者 会議	有珠郡壮瞥町字滝之町384-1
国(北海道開発局)網走第1号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	東オホーツクシーニックバイ ウェイ連携会議	斜里郡清里町水元町12
国(北海道開発局)留萌第1号	平成28年12月27日 (初回指定平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	萌える天北オロロンルート運 営代表者会議	苫前郡苫前町字古丹別195
国(北海道開発局)帯広第1号	平成29年12月18日 (初回指定平成29年12月18日)	平成32年12月17日まで	十勝シーニックバイウェイ十勝 平野・山麓ルート代表者会議	河東郡鹿追町新町1丁目43

今回の指定

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

